

④空き家修繕補助



空き家への居住又は活用を促進するため、市内業者で空き家を修繕する際の修繕費用の一部を補助します。

補助額等

生活する上で必要な修繕に要する費用
(補助限度額:30万円, 補助率:3/10)

※予算に限りがあるため、補助申請の前にご相談ください

対象空き家

市内にある空き家
修繕後に居住(単独所有)又は空き家バンクへ登録すること

補助対象者

空き家を購入又は所有する者で、修繕後に活用
(居住又は空き家バンク登録)する所有者等

提出書類

事業実施前

- ①交付申請書
- ②修繕費の見積書(写し)
- ③市税等に滞納がないことを証明する書類
- ④その他市が必要と認めた書類(誓約書等)

事業完了時

- ①事業実績書
- ②修繕費の領収書(写し)
- ③空き家の現在の所有者が確認できるもの
(登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳)
- ④空き家の修繕前・中・後の写真
- ⑤住民票(居住)又は、空き家バンク登録
申請書の写し

条件

江田島市に登録された空き家であること
リフォーム工事は補助対象外
修繕工事は、必ず江田島市内の事業者で行うこと
修繕後は、その空き家を必ず活用(居住又は
空き家バンク登録)すること

注意点

申請前に事業に着手されていた場合は、補助
の対象となりません
実績報告は3月10日まで

お問い合わせ先 江田島市土木建築部
都市整備課 TEL0823-43-1647

本補助金とセットで【フラット35】地域連携型を
利用できます。

※詳しくは、フラット35サイトをご覧ください。申請書
もこちらから取得できます。

【フラット35】
の借入金利から

年▲0.25%

